

# 議案第1号

令和7年度

# 久慈市一般会計補正予算

(第2号)

令和7年度久慈市一般会計補正予算(第2号)

令和7年度久慈市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,995千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,985,333千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年6月12日提出

岩手県久慈市長 遠藤 謙一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14 国庫支出金		4,630,786	203,710	4,834,496
	2 国庫補助金	2,389,135	203,710	2,592,845
15 県支出金		1,600,131	32,773	1,632,904
	2 県補助金	642,343	31,645	673,988
	3 委託金	114,723	1,128	115,851
16 財産収入		44,645	1,100	45,745
	1 財産運用収入	18,142	1,100	19,242
18 繰入金		633,268	10,343	643,611
	1 基金繰入金	633,268	10,343	643,611
20 諸収入		728,517	6,469	734,986
	4 雑入	486,967	6,469	493,436
21 市債		3,090,100	2,600	3,092,700
	1 市債	3,090,100	2,600	3,092,700
歳 入 合 計		23,728,338	256,995	23,985,333

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		3,797,477	217,660	4,015,137
	1 総務管理費	3,310,331	21,985	3,332,316
	2 徴税费	245,863	193,500	439,363
	3 戸籍住民基本台帳費	89,384	2,175	91,559
3 民生費		6,582,134	17,134	6,599,268
	1 社会福祉費	3,184,866	1,397	3,186,263
	2 児童福祉費	2,716,138	14,109	2,730,247
	3 生活保護費	681,130	1,628	682,758
5 労働費		35,335	0	35,335
	1 労働諸費	35,335	0	35,335
6 農林水産業費		1,044,003	15,197	1,059,200
	1 農業費	299,202	327	299,529
	2 林業費	449,681	3,802	453,483
	3 水産業費	295,120	11,068	306,188
7 商工費		924,509	300	924,809
	1 商工費	924,509	300	924,809
8 土木費		1,621,750	400	1,622,150
	2 道路橋梁費	1,177,602	△9,700	1,167,902
	3 河川費	30,353	10,100	40,453
9 消防費		1,285,234	1,490	1,286,724
	1 消防費	1,285,234	1,490	1,286,724
10 教育費		4,558,721	4,814	4,563,535
	1 教育総務費	305,482	1,128	306,610
	4 社会教育費	456,399	286	456,685
	5 保健体育費	1,035,959	3,400	1,039,359
歳 出 合 計		23,728,338	256,995	23,985,333

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
農業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和13年度まで	千円 75

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港整備事業	千円 70,400	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路整備事業	474,400	同上	同上	同上
河川整備事業	24,000	同上	同上	同上
消防施設整備事業	198,700	同上	同上	同上
文化会館改修事業	65,000	同上	同上	同上

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 71,000	証書借入又は証券発行	%以内 5.0	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
464,300	同上	同上	同上
34,100	同上	同上	同上
200,400	同上	同上	同上
65,300	同上	同上	同上

# 一般会計補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	4,630,786	203,710	4,834,496
15 県支出金	1,600,131	32,773	1,632,904
16 財産収入	44,645	1,100	45,745
18 繰入金	633,268	10,343	643,611
20 諸収入	728,517	6,469	734,986
21 市債	3,090,100	2,600	3,092,700
歳入合計	23,728,338	256,995	23,985,333

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,797,477	217,660	4,015,137
3 民生費	6,582,134	17,134	6,599,268
5 労働費	35,335	0	35,335
6 農林水産業費	1,044,003	15,197	1,059,200
7 商工費	924,509	300	924,809
8 土木費	1,621,750	400	1,622,150
9 消防費	1,285,234	1,490	1,286,724
10 教育費	4,558,721	4,814	4,563,535
歳出合計	23,728,338	256,995	23,985,333

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
195,675		4,169	17,816
11,248			5,886
5,418			△5,418
14,948	600	171	△522
2,333		1,000	△3,033
			400
1,490	1,700		△1,700
5,371	300	3,400	△4,257
236,483	2,600	8,740	9,172

2 歳 入

14款 国庫支出金  
2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費補助金	1,100,966	197,165	1,298,131
2 民生費補助金	178,583	6,545	185,128
計	2,389,135	203,710	2,592,845

15款 県支出金  
2項 県補助金

1 総務費補助金	67,342	11,994	79,336
2 民生費補助金	211,472	4,703	216,175
5 農林水産業費補助金	304,893	14,948	319,841
計	642,343	31,645	673,988

15款 県支出金  
3項 委託金

7 教育費委託金	0	1,128	1,128
計	114,723	1,128	115,851

16款 財産収入  
1項 財産運用収入

3 ネーミングライツ料	0	1,100	1,100
計	18,142	1,100	19,242

18款 繰入金  
1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	384,658	10,172	394,830
4 森林環境整備基金繰入金	56,256	171	56,427
計	633,268	10,343	643,611

20款 諸収入  
4項 雑入

4 雑入	486,467	6,469	492,936
計	486,967	6,469	493,436

節		説 明	
区 分	金 額		千円
1 電子自治体	2,175	個人番号カード交付事業	147
		社会保障・税番号制度システム整備事業	2,028
2 地域活性化	194,990	新しい地方経済・生活環境創生交付金	1,490
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	193,500
1 社会福祉	698	障害者総合支援事業	698
2 児童福祉	4,703	子ども・子育て支援施設整備交付金	4,703
3 生活保護	1,144	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	1,144

4 地域経営推進費	11,994	地域経営推進費	11,994
3 児童福祉	4,703	子ども・子育て支援施設整備交付金	4,703
2 農業振興	310	中山間地域等直接支払推進事業	27
		経営所得安定対策等推進事業	283
4 林業振興	3,570	林道点検診断・保全整備事業	3,570
5 漁港	11,068	漁港施設等整備事業償還基金積立補助金	11,068

1 教育研究	1,128	防災教育・復興教育推進事業	1,128
--------	-------	---------------	-------

1 ネーミングライツ料	1,100	ネーミングライツ料	1,100
-------------	-------	-----------	-------

1 財政調整基金繰入金	10,172	財政調整基金繰入金	10,172
1 森林環境整備基金繰入金	171	森林環境整備基金繰入金	171

19 地域情報化	3,069	夢ネット事業	3,069
20 雑入	2,300	B&G財団地域海洋センター助成金	2,300
21 コミュニティ	1,100	自治総合センターコミュニティ助成金	1,100

14款 国庫支出金 15款 県支出金 16款 財産収入 18款 繰入金  
20款 諸収入

21款 市債  
1項 市債

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 農林水産業債	183,000	600	183,600
6 土木債	499,600	0	499,600
7 消防債	198,700	1,700	200,400
8 教育債	2,048,800	300	2,049,100
計	3,090,100	2,600	3,092,700

箇		説	明
区	分		
			千円
3	水産業	600	漁港整備事業債 600
1	道路橋梁	△10,100	道路整備事業債 △10,100
2	河川	10,100	河川整備事業債 10,100
1	災害対策	1,700	消防施設整備事業債 1,700
2	文化施設	300	文化会館改修事業債 300

### 3 歳 出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 一般管理費	1,158,054	0	1,158,054				
5 財産管理費	209,750	3,285	213,035				3,285
6 企画費	1,579,951	18,236	1,598,187			4,169	14,067
7 市民センター費	252,977	464	253,441				464
計	3,310,331	21,985	3,332,316			4,169	17,816

#### 2 款 総務費

##### 2 項 徴税费

1 税務総務費	164,574	193,500	358,074	193,500			
計	245,863	193,500	439,363	193,500			

#### 2 款 総務費

##### 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	89,384	2,175	91,559	2,175			
計	89,384	2,175	91,559	2,175			

区 分	金 額	説 明	千円
			千円
11 役務費	△660	総合行政ネットワーク経費 (組替)	
12 委託料	660		660
13 使用料及び賃借料	3,285	管財経費	3,285
1 報酬	5,502	夢ネット事業費 地域おこし協力隊設置経費 コミュニティ助成事業補助金	3,069
3 職員手当等	1,368		14,067
4 共済費	576		1,100
8 旅費	291		
10 需用費	4,351		
11 役務費	30		
12 委託料	50		
13 使用料及び賃借料	2,174		
15 原材料費	215		
17 備品購入費	183		
18 負担金、補助及び交付金	3,496		
10 需用費	464	市民センター運営管理費	464

1 報酬	200	物価高騰重点支援定額減税不足額給付事業費	193,500
3 職員手当等	1,000		
10 需用費	905		
11 役務費	1,495		
12 委託料	9,900		
18 負担金、補助及び交付金	180,000		

1 報酬	1,383	戸籍住民基本台帳事務経費 個人番号カード等事務経費	2,028
3 職員手当等	301		147
4 共済費	317		
8 旅費	27		
11 役務費	147		

2 款 総務費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	1,825,927	1,397	1,827,324	698			699
計	3,184,866	1,397	3,186,263	698			699

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	470,976	14,109	485,085	9,406			4,703
計	2,716,138	14,109	2,730,247	9,406			4,703

3款 民生費

3項 生活保護費

1 生活保護総務費	68,130	1,628	69,758	1,144			484
計	681,130	1,628	682,758	1,144			484

5款 労働費

1項 労働諸費

1 労働諸費	35,335	0	35,335	5,418			△5,418
計	35,335	0	35,335	5,418			△5,418

6款 農林水産業費

1項 農業費

2 農業総務費	135,393	17	135,410				17
3 農業振興費	34,619	310	34,929	310			
4 畜産業費	81,230	0	81,230				
計	299,202	327	299,529	310			17

6款 農林水産業費

2項 林業費

1 林業総務費	34,704	3,631	38,335	3,570			61
---------	--------	-------	--------	-------	--	--	----

節		説明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 1,397	障害者福祉事務費	千円 1,397

18 負担金、補助及び交付金	14,109	病児保育施設整備事業費補助金	14,109
----------------	--------	----------------	--------

12 委託料	1,628	生活保護法施行事務費	1,628
--------	-------	------------	-------

		若者の雇用定着推進事業費 (財源更正)	5,418
--	--	------------------------	-------

18 負担金、補助及び交付金	17	農業近代化資金利子補給	17
1 報酬	179	農業振興地域整備促進事業費	△3
4 共済費	49	中山間地域等直接支払推進事業費	27
8 旅費	52	地産地消ふれあい給食事業費	3
10 需用費	30	経営所得安定対策等推進事業費	283
10 需用費	299	草地畜産基盤整備事業費 (組替)	299
18 負担金、補助及び交付金	△299		

18 負担金、補助及び交付金	61	狩猟免許取得費等補助金 市債管理基金積立金	61 3,570
24 積立金	3,570		

3款 民生費 5款 労働費 6款 農林水産業費

6款 農林水産業費  
2項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林業振興費	千円 414,977	千円 171	千円 415,148	千円	千円	千円 171	千円
計	449,681	3,802	453,483	3,570		171	61

6款 農林水産業費  
3項 水産業費

1 水産業総務費	113,796	11,068	124,864	11,068			
4 漁港建設費	167,883	0	167,883		600		△600
計	295,120	11,068	306,188	11,068	600		△600

7款 商工費  
1項 商工費

2 商工業振興費	399,633	300	399,933				300
3 観光費	246,036	0	246,036	2,333		1,000	△3,333
計	924,509	300	924,809	2,333		1,000	△3,033

8款 土木費  
2項 道路橋梁費

2 道路維持費	722,713	△9,700	713,013		△10,100		400
計	1,177,602	△9,700	1,167,902		△10,100		400

8款 土木費  
3項 河川費

1 河川改良費	30,353	10,100	40,453		10,100		
計	30,353	10,100	40,453		10,100		

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	千円 171	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業補助金	171

24 積立金	11,068	市債管理基金積立金	11,068
13 使用料及び賃借料	1,000	漁港整備事業費〔単独〕 (組替)	1,000
14 工事請負費	△1,000		

18 負担金、補助及び交付金	300	研究機関等連携促進事業費補助金	300
		紹介宣伝事業費 (財源更正)	333
		闘牛振興事業費 (財源更正)	2,000
		日本一の白樺美林「白樺再生」事業費 (財源更正)	1,000

10 需用費	△100	道路維持補修事業費〔補助〕	
14 工事請負費	△11,772	(組替)	1,772
18 負担金、補助及び交付金	2,172	道路維持補修事業費〔単独〕 令和6年台風第5号災害に伴う生活橋復旧事業費補助金	△10,100 400

10 需用費	9	河川維持補修事業費〔単独〕	10,100
12 委託料	2,000		
13 使用料及び賃借料	91		
14 工事請負費	8,000		

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

9款 消防費  
1項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 消防総務費	千円 769,364	千円 0	千円 769,364	千円 1,700	千円 1,700	千円 0	千円 △1,700
5 災害対策費	179,469	1,490	180,959	1,490			
計	1,285,234	1,490	1,286,724	1,490	1,700		△1,700

10款 教育費  
1項 教育総務費

2 事務局費	269,406	0	269,406	619			△619
5 教育研究指導費	26,550	1,128	27,678	1,128			
計	305,482	1,128	306,610	1,747			△619

10款 教育費  
4項 社会教育費

3 文化会館費	231,771	286	232,057	3,624	300		△3,638
計	456,399	286	456,685	3,624	300		△3,638

10款 教育費  
5項 保健体育費

1 保健体育総務費	53,394	2,300	55,694			2,300	
2 体育施設費	548,603	1,100	549,703			1,100	
計	1,035,959	3,400	1,039,359			3,400	

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		久慈広域連合消防負担金 (財源更正)	1,700
10 需用費	△1,507	災害対策事業費	1,490
12 委託料	2,970		
14 工事請負費	△2,970		
17 備品購入費	2,997		

		中高生海外派遣事業費補助金 (財源更正)	619
8 旅費	25	いわての復興教育推進事業費	1,128
12 委託料	166		
13 使用料及び賃借料	937		

10 需用費	286	文化会館運営管理費 (組替)	8
12 委託料	△8		
18 負担金、補助及び交付金	8	文化会館自主事業費 (財源更正)	3,624
		文化会館改修事業費	286

10 需用費	30	B&G財団拾い箱設置事業費	2,300
12 委託料	400		
17 備品購入費	1,870		
10 需用費	1,100	体育施設維持管理費	1,100

補正予算給与費明細書

一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(272) 335	356,641	1,415,459	922,169	2,694,269	726,466	3,420,735	
補正前	(269) 335	349,377	1,415,459	919,500	2,684,336	725,524	3,409,860	
比較	(3)	7,264		2,669	9,933	942	10,875	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	36,569	22,600	1,083	402	19,095	102,406
補正前	36,569	22,600	1,083	402	19,095	101,406
比較						1,000

区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	29,236		22,350	687,240	1,188
補正前	29,236		22,350	685,571	1,188
比較				1,669	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(4) 324		1,260,434	726,304	1,986,738	599,398	2,586,136	
補正前	(4) 324		1,260,434	725,304	1,985,738	599,398	2,585,136	
比較	( )			1,000	1,000		1,000	

備考 ( ) 内は、再任用短時間勤務職員を外書きしたものを。

区分	扶養手当	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	住居手当	超過勤務手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	36,569	15,167	1,083	402	19,095	91,093
補正前	36,569	15,167	1,083	402	19,095	90,093
比較						1,000

区分	特別調整額	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末・勤勉手当	単身赴任手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	29,236		22,350	510,121	1,188
補正前	29,236		22,350	510,121	1,188
比較					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(268) 11	356,641	155,025	195,865	707,531	127,068	834,599	
補正前	(265) 11	349,377	155,025	194,196	698,598	126,126	824,724	
比較	(3)	7,264		1,669	8,933	942	9,875	

備考 ( ) 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたものを。

区分	通勤手当	宿日直手当	特殊勤務手当	超過勤務手当	期末・勤勉手当
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	7,433			11,313	177,119
補正前	7,433			11,313	175,450
比較					1,669

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	7,264	7,264		○実績見込みによる増	
職員手当	2,669	2,669		○実績見込みによる増	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
職員手当	1,000	1,000		○実績見込みによる増	

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		その他の 増減分			
報 酬	7,264	7,264		○実績見込みによる増	
職員手当	1,669	1,669		○実績見込みによる増	

地方債の前年度末における現在高及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
		当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円
1 総務債	1,531,847	47,400	118,106	1,461,141
2 民生債	27,761	37,400	30,517	34,644
3 衛生債	1,366,418	52,200	142,906	1,275,712
4 労働債	1,100			1,100
5 農林水産業債	1,468,375	183,600	202,376	1,449,599
6 商工債	1,636,293	23,000	117,538	1,541,755
7 土木債	2,917,614	499,600	442,076	2,975,138
8 消防債	155,122	200,400	29,764	325,758
9 教育債	2,754,247	2,049,100	181,168	4,622,179
10 災害復旧債	2,810,731		317,981	2,492,750
11 減取補てん債	36,592		2,277	34,315
12 住民税等減税補てん債	5,434		3,901	1,533
13 臨時財政対策債	5,526,729		605,507	4,921,222
合 計	20,238,263	3,092,700	2,194,117	21,136,846

## 議案第 2 号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成18年久慈市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「短時間勤務職員」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 8 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第19条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年久慈市条例第35号）第 3 条第 2 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「を承認されている職員」を「の承認を受けて勤務しない職員」に、「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 8 条の次に次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 8 条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

(1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(部分休業の請求の申出に係る 1 年の期間)

第8条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(第2号部分休業の上限時間)

第8条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)

第8条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定に基づく変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第9条中「部分休業」を「第1号部分休業又は第2号部分休業」に改める。

第10条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第10条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の規定に基づく変更をしたときとする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年久慈市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「1日の勤務時間の」の次に「全部又は」を、「範囲内」の次に「又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規

定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第8条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

#### 提案理由

国の例に準じて1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業の承認の要件を緩和し、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い1年につき上限時間を超えない範囲内で請求する部分休業の上限時間を定める等所要の改正をしようとするものである。

### 議案第3号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成18年久慈市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、職員の育児休業等に関する条例（平成18年久慈市条例第36号）第11条第1項の規定による申出（以下この項において「申出」という。）をしたときは、当該職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認するための措置
- (3) 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により職員の意向を確認した場

合は、当該意向に配慮しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

#### 提案理由

国の例に準じて職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置を定める等所要の改正をしようとするものである。

## 議案第4号

### 市税条例の一部を改正する条例

市税条例（平成18年久慈市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第19条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第19条の2中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第35条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第37条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第37条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第88条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に

掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第88条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第89条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定

により製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第19条及び第19条の2の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)第19条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第35条の2及び第37条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第37条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第37条の3の2第1項第3号及び第37条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)第37条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第37条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第88条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 市税条例第90条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達方法の変更、個人市民税における特定親族特別控除の追加、市たばこ税における加熱式たばこの課税標準に特例を設ける等所要の改正をしようとするものである。

## 議案第5号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久慈市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加え、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認める」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第3条中「施行日から起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「含む」の次に「。第40条第2項及び第42条第6項第1号において同じ」を加える。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第40条第2項中「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第9項を同条第11項とし、同条第5項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第4項中「（同法附則第73条第1

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項を同条第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「次の各号に掲げる要件」を「次に掲げる要件」に、「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする

ための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「この条例の施行の日から起算して10年を経過する日」を「令和12年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

提案理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準を改め、併せて所要の整備をしようとするものである。

## 議案第6号

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年久慈市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠藤 譲 一

### 提案理由

復興産業集積区域における産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除の対象となる固定資産の取得期間を延長しようとするものである。

## 議案第7号

### 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

久慈市立小中学校設置条例（平成18年久慈市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第1条の表久慈市立来内小学校の項を削る。

第2条の表久慈市立大川目中学校の項、久慈市立夏井中学校の項、久慈市立侍浜中学校の項及び久慈市立三崎中学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠 藤 譲 一

#### 提案理由

来内小学校、大川目中学校、夏井中学校、侍浜中学校及び三崎中学校を廃止し、来内小学校は山形小学校に、大川目中学校、夏井中学校及び侍浜中学校は久慈中学校に、三崎中学校は長内中学校にそれぞれ統合しようとするものである。

## 議案第8号

久慈市民体育館空調機更新工事の請負契約の締結に関し議決を求める  
ことについて

久慈市民体育館空調機更新工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 工事名 久慈市民体育館空調機更新工事
- 2 工事場所 久慈市新中の橋地内
- 3 契約金額 411,400,000円
- 4 受注者 住所 久慈市大川目町第1地割67番地2

氏名 株式会社カネヨシ水道工業所

代表取締役社長 嵯峨 庸肇

令和7年6月12日提出

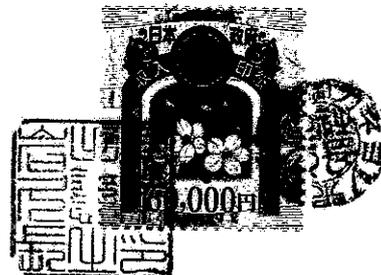
久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

久慈市民体育館空調機更新工事の請負契約を締結しようとするものである。



建設工事請負契約書



- 1 工事名 久慈市民体育館空調機更新工事
- 2 工事場所 久慈市新中の橋地内
- 3 工期 議会の議決を得た日から起算して5日以内 から  
令和8年3月31日 まで
- 4 工事を施工しない日及び工事を施工しない時間帯の定め  
(3) 定めあり (別紙特記仕様書等のとおり)  
(4) 定めなし
- 5 請負代金額 金 411,400,000 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 37,400,000 円)

適用税率	税抜	消費税額
10%適用	374,000,000 円	37,400,000 円

6 契約保証金 金 41,140,000 円

7 建設発生土の搬出先等

(1) 搬出予定あり (建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり。なお、この工事が再生資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。)

(2) 搬出予定なし

8 解体工事に要する費用等 別紙1のとおり

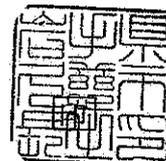
上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別記条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約書は議会において可決されたときに本契約として確定することを約し、この建設工事請負契約を締結する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月30日

発注者 登録番号：T4000020032077  
久慈市  
代表者 久慈市長 遠藤 譲一



受注者 登録番号：T6400001007931  
久慈市大川町字上地割67番地2  
株式会社カネミ水道工業所  
代表取締役 嵯峨 庸肇



議案第9号

市道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

認定しようとする路線

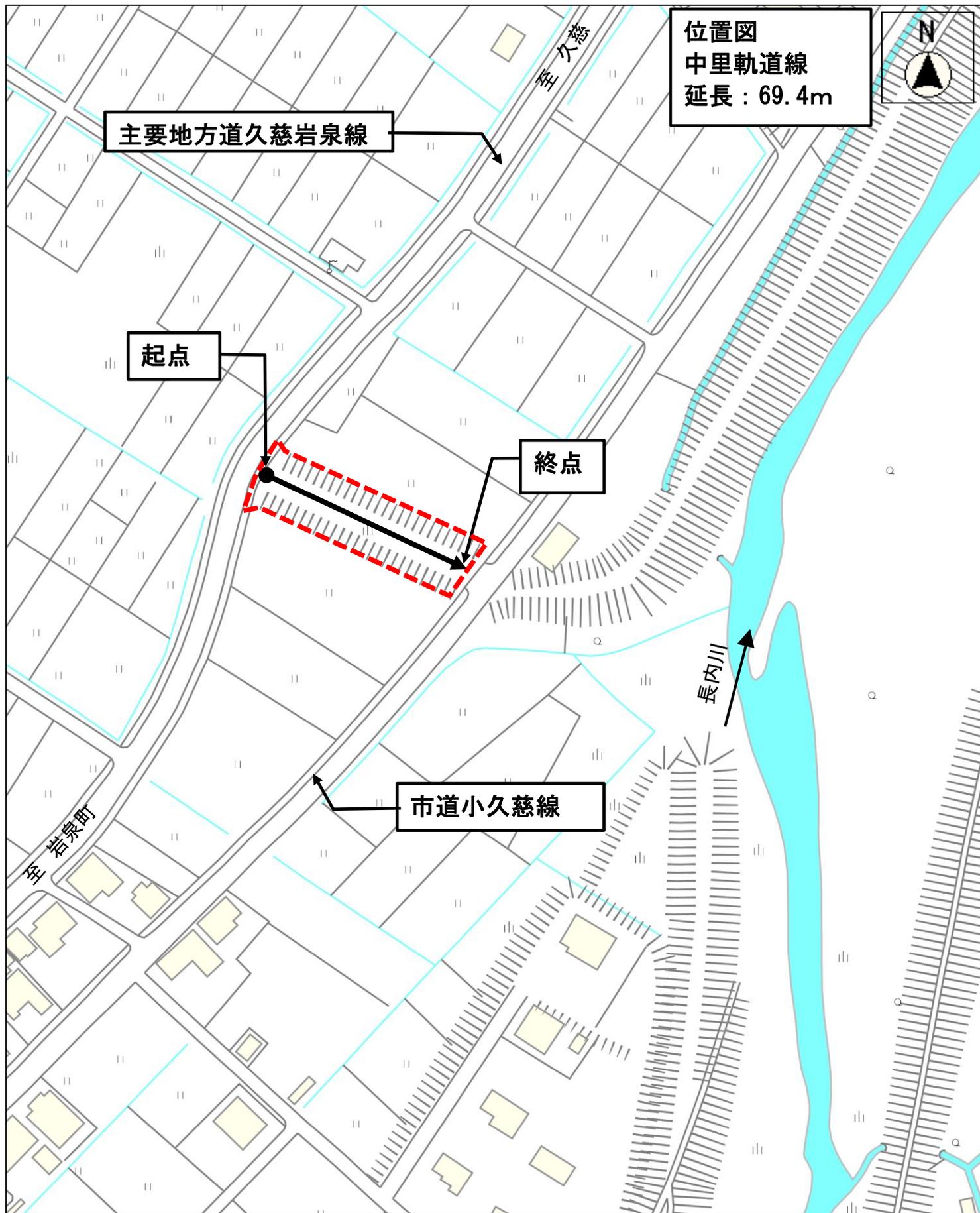
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
2156	中里軌道線	久慈市小久慈町第8 地割10番1地先	久慈市小久慈町第 8地割10番10地先	

令和7年6月12日提出

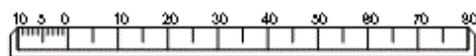
久慈市長 遠藤 譲一

提案理由

中里軌道線について、公共性が認められるので市道に認定しようとするものである。



縮尺 1 : 1500



## 議案第10号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年久慈市条例第50号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

### 1 取得する目的

中学校の統廃合に伴う遠距離通学支援の用に供するため

### 2 取得する財産

種 別	名 称	数 量	取得予定価格
備 品	マイクロバス	5 台	57,200,000円

### 3 取得の方法

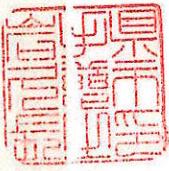
買入れ

令和7年6月12日提出

久慈市長 遠 藤 讓 一

### 提案理由

中学校の統廃合に伴う遠距離通学支援の用に供する備品を買入れしようとするものである。



## スクールバス購入（定員 29 人乗 5 台） 物品売買契約書

久慈市（以下「発注者」という。）と株式会社 ケイ・シー・ティー（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第1 発注者が受注者から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 マイクロバス（スクールバス用）29人乗り
- (2) 規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量 5台

第2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。

- (1) 契約金額 金 57,200,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 5,200,000円）

適用税率	税抜額	消費税額
10%適用	52,000,000円	5,200,000円

- (2) 契約保証金 金 2,860,000円

第3 物品の受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

- (1) 場所 別途通知
- (2) 期限 令和8年2月27日

第4 受注者は、物品を持ち込んだときは、その旨を発注者に通知し、発注者は、その通知を受けた日から起算して10日以内に、物品検収員をして、受注者の立会いの上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

2 受注者は、検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。

3 物品の所有権は、検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとする。

4 第1項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、当該損害について、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、発注者の負担とする。

第5 受注者は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく、引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第4の定めるところによる。

第6 発注者は、物品の納入が完了した後において、受注者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に、受注者に対して代価を支払うものとする。

第7 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払を遅延した場合においては、受注者に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.5パー



セントの割合で計算した額の遅延利息を支払うものとする。

第8 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第9 受注者は、納入された物品の規格、仕様、品質、性能等に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、エンジン、トランスミッションなど特別保証部品については、登録日から5年又は10万km走行以内、その他の一般部品については、それぞれの保証期間内及び仕様の定めるところにより、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第10 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 受注者が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

(3) その他受注者又はその代理人が、この契約に違反したとき。

第11 天災地変その他やむを得ない事由によって納入期限までに物品の納入ができないときは、受注者は、その旨を発注者に申し出でなければならない。

2 発注者は、前項の申し出が正当と認めるときは、延納を承認することができる。この場合は、第8の違約金は免除するものとする。

第12 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者から契約の解除の申出があったとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第13 第11又は第12の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

第14 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第15 受注者は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

2 受注者は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第16 自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、リサイクル料及び契約金額以外(仕様書の定めを除く。)の諸経費は、受注者の負担とする。

第17 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議するものとする。

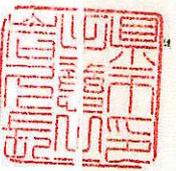
シ、  
る。  
に  
に  
ま、  
完  
を  
額  
妨  
め  
と  
取  
と  
でき  
る。  
契約  
して  
を締  
して  
下当  
定す



## 仕 様 書

購入物品名：マイクロバス（スクールバス用）29人乗

区分	項目、仕様内容	
用途	乗合自動車（令和7年1月以降に製造された新車であること。）	
台数	5台	
納期	令和8年2月27日	
車両寸法	全長（mm）	6,995mm以下
	全幅（mm）	2,065mm以下
	全高（mm）	2,750mm以下
最低地上高（mm）	175mm以上	
使用燃料	軽油	
燃料タンク（ℓ）	700以上	
総排気量（ℓ）	2,998ℓ以上	
最高出力（kW）	110kW程度以上	
排出ガス規制	ディーゼルエンジン 平成28年排出ガス規制適合以上	
騒音規制	平成13年規制適合以上	
駆動方式	四輪駆動	
乗車定員（人）	29人乗り（運転席、助手席を含む。）	
ステアリング	パワーステアリング	
トランスミッション	6速ATまたはそれに準ずるもの	
車体色	基本色から決定業者と協議する	
運転席メーター	スピードメーター	
	オドメーター	
	燃料残量警告等ほか標準装備	
ドア（乗降口）まわり	自動折戸扉	
	乗降口乗降用手すり（片側）	
	乗降口用ゴムマット	
ガラス・窓仕様	側面窓ガラス 濃色グレーガラス、引違窓により開閉可能なもの	
	後面窓ガラス（熱線を内蔵、同機能を有するものでも可）	
安全装置	ABS・中期ブレーキ安全規制適合	
トランクルーム	車両後部にトランクルームを有すること	
視界	ハロゲンヘッドランプ	
	フォグランプ	
	リヤホイール灯	
	リヤワイパー	
	バックアイカメラ及びカラーモニター	



区分	項目、仕様内容
運転席	リクライニング機能付き
	3点式ブリテンショナー付シートベルト
放送装置	AM/FMラジオ
	スピーカー4つ以上
空調	オートクーラー
	リヤヒーター (プレヒーター)
座席シート	シートベルト
	背面グリップ
	生地 ビニールレザー以外
	灰皿なし
補助席	生地 ビニールレザー以外
室内取付品	デジタル時計
	客室上部荷物棚 (片側又は両側)
	シガーライター (電源)
	室内灯
	そのほか標準装備
その他	名入れ「久慈市」ボディ両側 (位置は協議)、文字色 黒 (文字サイズ6cm×6cm 丸ゴシック)、スクールバスマーク (シール)
	寒冷地仕様 (寒冷地仕様の全装備)
	運転席サイドドアバイザー
	運転席サンバイザー及び助手席に表示版 (ステッカー差)
	フロアマット (運転席を含む。)
	乗降注意灯 (LED)
付属品	スタッドレスタイヤ (ホイール付) 1台分
	ホイールキャップ (1台分)
	タイヤチェーン (ワイヤーチェーン式) 一式
	三角掲示板
	車止め (滑り止め付)
	標準工具等標準装備
	置き去り防止装置
	テレビ受信機の設置のないもの
標記以外	当該車両の標準装備
運送費等の一切を含む経費 (自賠責・重量税・リサイクル料除く)	

